

令和 2 年度 白井市地域防災計画修正方針(案)

1. 修正の背景

現行の白井市地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえた修正を繰り返し、平成 26 年度に現在の計画となりました。

しかし、その後も平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正等を行い、千葉県においても千葉県地域防災計画を修正したほか、災害時の受援計画の改定などを行い、防災力の強化を推進しています。

本市においても、関係団体との災害時応援協力協定の拡充、昨年実施した防災アセスメント*の見直しなど、防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図ってきました。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく、計画を修正します。

※別添資料「令和元年度 白井市防災アセスメント調査結果(概要)」参照

2. 修正の進め方

修正に当たっては、防災会議、パブリックコメント、市役所内部の庁内検討委員会などを経て、関係機関及び住民等の意見やアイデアを反映していきます。

〈白井市地域防災計画修正に関する主な行事〉

月	内 容	備考
6 月	・庁内検討委員会①	
7 月	・第 1 回 防災会議(書面会議)	・地域防災計画修正方針について
8 月	・防災関係機関への意見照会	・地域防災計画(原案)について
9 月	・庁内検討委員会②	
10 月	・庁内検討委員会③	
11 月	・第 2 回 防災会議	・地域防災計画(素案)について
12 月	・パブリックコメント	
1 月	・庁内検討委員会④	
2 月	・第 3 回 防災会議	・地域防災計画(最終案)について
3 月	・地域防災計画の印刷、配布	・千葉県に報告

3. 計画の構成について

白井市地域防災計画は、計画全体の基本事項(総則)、災害種別の計画(震災、風水害、大規模事故)及び資料の 3 つの編で構成しています。また、災害種別の計画(風水害、震災、大規模事故)は、平時の取組(災害予防計画)、災害時の対応(災害応急対策計画)及び災害からの回復(災害復旧・復興計画)の 3 つの局面を基本として構成しています。

令和元年度の防災アセスメントでは、富士山が大規模噴火を起こした場合に市内で数 cm 厚の降灰となる可能性があり、健康やライフラインへの影響が懸念されることから、風水害等応急対策に火山災害対応を追加します。

また、現行計画には復興体制、復興計画、復興事業等の記載がないため、復興に関する計画を復興計画に追加するほか、竜巻等の突風災害時は、被害が局地的で、迅速な調査、応急復旧対応が必要となることから、風水害等応急対策計画に突風・竜巻等の災害対応を追加します。

〈白井市地域防災計画の構成と変更点〉

編構成	内 容
総 則	本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等を定めている。
震 災 編	地震による揺れ、液状化、火災への対策を定めている。 今回、復旧計画に復興体制や復興計画等を追加する。 東海地震対応計画を南海トラフ地震対応計画に移行する。
風 水 害 編	台風、大雨、洪水による浸水や風害、大雪による雪害への対策を定めている。 今回、風水害等応急対策に「火山災害対応」、「突風・竜巻等の災害対応」を追加する。
大規模事故編	航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突等の事故、危険物等の爆発・漏洩等の事故、県外の原子力施設事故、市街地等における大規模な火事への対策を定めている。
資 料 編	この計画全般に関する資料、様式を記載している。

4. 主な修正事項

災害対策基本法をはじめとする災害対策関係法令の改正、防災基本計画、千葉県地域防災計画などの上位計画、昨年度の白井市防災アセスメント調査結果などを踏まえ、次の事項を重点に修正を行う。

(1) 修正ポイント

① 関係法令・上位計画等の整合

ア 地区防災計画の位置付け等

災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正により、住民等が居住地区内の防災活動等を定めた地区防災計画を提案した場合、防災会議において判断して地域防災計画に位置づけることが可能となった。

このため、住民等への地区防災計画の普及策、地区防災計画の提案があった場合の地域防災計画への位置付け方などを検討する。

イ 情報伝達手段の充実

平成 27 年に千葉県が防災情報システムを用いて Lアラートを導入したことにより、市は、避難勧告等の避難情報や避難所の開設状況等をテレビのデータ放送、ラジオ、インターネット等に一括送信することが可能となった。

これを踏まえ、従来の防災行政無線放送、しろい情報メール配信サービスに加え、Lアラートを活用して避難情報等を住民等に伝達することを明記する。

ウ 屋内安全確保、高齢者等避難開始

基本法の改正により、避難場所等へ移動することがかえって危険な場合は、屋内での安全確保などの適切な避難行動をとることが示された。また、平成 28 年の台風 10 号災害では「避難準備情報」が高齢者等が避難を開始する情報として認識されず、福祉施設で多数の要配慮者が犠牲となった問題を踏まえ、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難

指示（緊急）」に名称変更された。

これを踏まえ、災害の状況に応じた垂直避難等の屋内安全確保措置、避難勧告等の名称変更を反映する。

エ 5段階の警戒レベルによる避難情報の発信

内閣府の避難勧告等に関するガイドラインが改訂され、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルで提供することとなり、既に本市でも運用を開始している。

これを踏まえ、避難勧告等の発令方法を警戒レベルに応じて修正するほか、ハザードマップ等で警戒レベルに応じた避難行動を住民に周知することを明記する。

オ 緊急避難場所・避難所の指定

基本法の改正により、各種災害現象から安全を確保する場所は「指定緊急避難場所」、一時的な避難生活を送る施設は「指定避難所」と定義され、市が指定することが規定された。

これを踏まえ、本市が現在指定している「避難場所」、「避難所」を「指定緊急避難場所（地震、洪水、土砂災害等に区別）」と「指定避難所」に区別し、基本法の基準に適合する施設を検討する。

併せて、指定緊急避難場所等の標識には、JIS規格による図記号を使用して周知することを明記する。

カ 道路管理者等による放置車両の移動措置

基本法の改正により、緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対しては、警察官以外に道路管理者等も移動等の措置をとることができることとなった。

これを踏まえ、緊急を要する場合は道路管理者等が対象となる道路区間を指定して放置車両の所有者等に対して移動等を命じ、車両の所有者等が現場にいない場合には自ら車両等を移動することを明記する。

キ 医療救護体制の強化

千葉県地域防災計画の修正により、大規模災害時には県に救護本部、印旛健康福祉センターに印旛地域の合同救護本部、市に市救護本部を設置して相互に連携しながら効果的な医療救護活動を実施することとなった。

これを踏まえ、市の救護本部の体制、県の救護本部及び合同救護本部との連携方法を検討するほか、医療救護班及び医薬品等の応援並びに後方医療機関への受入れ等の調整について明記する。

ク 被災住宅の応急修理の拡充

令和元年房総半島台風により災害救助法の実施基準が改正され、被災住宅の応急修理支援制度の対象範囲が、従来の「半壊」から「一部損壊（準半壊）※」に拡充された。

これを踏まえ、被害家屋認定調査及び罹災証明は準半壊の区分を設定して実施し、対象となる家屋罹災者に周知することを明記する。

※損害割合20%未満が「一部損壊」であるが、このうち10%以上のものを「準半壊」と定義された。

ケ 災害即応体制の強化

令和元年房総半島台風では大量の倒木等の影響により大規模停電が長期化したものの、状況が把握できずに災害対策本部の設置などの対応が遅れ、職員にプロアクティブの原則※が普及していないことが指摘された。

これを受けて千葉県では、プロアクティブの原則を庁内に普及するとともに、「大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」、「台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき」、「大雨特別警報等が発表されたとき」などを本部の設置基準に加えた。

これを踏まえ、本市においてもプロアクティブの原則の普及、県に準じた市本部の設置基準の見直しを行う。

※プロアクティブの原則：大規模な災害等で正確な情報がない場合には、失敗を恐れずに積極的に行動する
危機管理理論

コ 大規模災害からの復興措置

大規模災害からの復興に関する法律の制定により、特定の大規模災害時において国が定めた基本方針に即した復興計画を市が作成した場合、復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置が適用されることとなった。

このため、特定大規模災害の発生時における復興計画の作成や復興事業にかかる各種特別措置を明記する。

サ 受援体制の整備

熊本地震等の教訓を踏まえ、内閣府は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定し、受援体制や受援計画の整備を推進している。また、総務省では、災害マネジメントの支援が必要な市町村に「総括支援チーム」を派遣する「被災市区町村応援職員確保システム」を制度化した。

千葉県では「大規模災害時の応援受入れ計画」を策定し、大規模災害時には広域防災拠点（牧の原公園、北羽鳥多目的広場等）を開設して救援活動を展開する計画を定めたほか、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員（平時から市町村ごとに指名した情報連絡員）の派遣やプッシュ型支援を計画している。

これらを踏まえ、白井市災害対策本部の受援体制や今後作成する白井市受援計画に定める事項、県からの派遣職員やプッシュ型支援の受入れ方法、県の広域防災拠点との連携方法を検討する。また、総務省が創設した「被災市区町村応援職員確保システム」による総括支援チームの要請方法を明記する。

シ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの流行を踏まえ、国では感染防止のための避難所整備を促進したほか、避難対策をはじめとする災害対応における感染防止措置の指針を示している。

これを踏まえ、市や県が連携して自宅療養者等の把握、避難所以外への避難措置、避難時のマスク等の持参普及、避難所における衛生管理、避難者の健康管理、発症者の医療機関への移送措置などを行うことを明記する。

② 防災アセスメントを踏まえた検討

ア 想定被害を考慮した防災体制

令和元年の防災アセスメントでは想定地震による各種被害量を予測した。

これを踏まえ、必要となる備蓄量、避難所の収容力、救援物資の集積量、遺体安置所の収容力などを算定し、備蓄目標の修正、避難所の開設順位、物資集積所や遺体安置所等の候補施設の具体化を図る。

イ 災害様相シナリオを考慮した防災体制

令和元年度の防災アセスメントでは、想定地震による被害量を予測したほか、地震発生後の被害状況や災害対策のニーズ等を災害時のフェーズごとに予想した災害様相シナリオを作成した。

これを踏まえ、白井市災害対策本部の事務分掌をフェーズごとに設定し、それぞれの事務に必要な職員配置や円滑な防災体制を検討する。

(2) 対策別の主な修正事項

第1編 総則

節	主な修正事項
第1節 計画作成の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき、住民等が地区の防災活動を定めた地区防災計画を市防災会議に提案した場合の手続きを追加する。 ・今年度作成予定の白井市国土強靱化地域計画との関係を追記する。
第2節 防災の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、減災、地域防災力、要配慮者及び男女共同参画の施策を推進の柱とした基本方針に修正する。
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づき、防災関係機関の業務大綱を修正する。 ・基本法に基づき、住民等は過去の災害教訓の伝承等に努めることを追記する。
第4節 防災面からみた白井市の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・経年変化を踏まえ、気象状況、人口動態等の現況を更新する。

第2編 震災編

節	主な修正事項
第1章 総則	
第1節 地震対策の基本的視点	—
第2節 想定地震とその被害	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の防災アセスメント調査結果（令和2年度）を踏まえ、想定地震による各種被害予測量を更新する。
第3節 減災目標	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県地震防災戦略（平成29年度改訂）を参考に、減災目標、主要施策を見直す。
第2章 震災予防計画	
第1節 震災に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市耐震修促進計画（平成29年改定）に基づき、耐震化の目標、施策を反映する。
第2節 活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から各部課の災害対策を推進する職員を指名し、災害への備えを推進することを追記する。 ・白井市業務継続計画 災害編（平成30年策定）に基づき、業務継続体制を整備することを追記する。 ・災害対策の活動拠点を明記し、運用体制の整備を図ることを追記する。
第3節 情報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・しろいメール配信サービスの登録、緊急速報メールの周知等を追記する。
第4節 救助・救急・医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づき、医師会等と連携して市内の医療救護活動を統括する市救護本部の運用体制を整備することを追記する。
第5節 火災の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に基づき、大規模、高層の防火対象物に対する防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成などを義務付ける防災管理制度の運用を追加する。 ・消防団協力事業所表示制度の普及を追加する。
第6節 要配慮者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、管理を行うことを明記し、名簿を提供する支援関係者、情報漏洩の防止措置等を明記する。 ・県計画に基づき、庁舎が被災した場合でも名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努めることを明記する。

節	主な修正事項
第7節 緊急輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送拠点の候補施設を明記し、運用体制の整備を図ることを追記する。
第8節 避難収容体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づき、災害から命を守る指定緊急避難場所を災害種別に指定するほか、住居を失った被災者が一時滞在する指定避難所をそれぞれ指定する。 ・県計画に基づき、指定管理施設である指定避難所には、あらかじめ避難所運営に関する役割分担を定めることを追記する。 ・指定緊急避難場所の誘導標識にJIS規格による図記号を使用して周知することを追記する。
第9節 給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校に整備した災害用井戸を、避難所担当職員が運用する体制を確保することを追記する。
第10節 備蓄体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本計画を踏まえ、家庭内備蓄は最低3日分、推奨1週間分を普及するように修正する。 ・県の備蓄基準、防災アセスメントによる想定避難者数などを踏まえ、備蓄品目、目標量を修正する。
第11節 防災意識の向上と知識の普及	—
第12節 防災訓練の実施	—
第13節 住民の防災対策	—
第14節 自主防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づく地区防災計画の作成を、自治会、自主防災組織に普及、促進することを追記する。
第15節 ボランティアの環境整備	—
第16節 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時には市外からの通勤・通学者のうち約3,000人が帰宅困難となるおそれがあること、市内の学校、事業所における3日分の備蓄を普及、促進することを追記する。 ・市内を通過中の帰宅困難者用の一時滞在施設について運用体制を整備することを追記する。
第17節 災害復旧・復興への備え	—
第3章 災害応急対策計画	
地震時の配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震関連情報が廃止され、南海トラフ地震関連情報が導入されたことを踏まえ、配備基準を修正する。 ・県計画に基づき、「大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」を配備基準に追加する。
第1節 災害応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害教訓を踏まえ、本部長（市長）が避難勧告等を即断できるよう、市本部会議の協議事項からこれを削除する。 ・過去の災害教訓、危機管理システム、国のガイドライン等を踏まえ、災害対策本部の組織体制並びに各班の事務分掌を修正する。 ・県から派遣される情報連絡員と連携し、支援ニーズを県に速やかに要請することを追記する。 ・総務省が創設した「被災市区町村応援職員確保システム」による総括支援チームの派遣要請を追記する。
第2節 災害救助法の適用	—
第3節 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報について家族、知人等から照会があった場合は基本法に基づいて適切に回答することを追記する。

節	主な修正事項
第4節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な受援のため、複数分野の総合応援は本部事務局が要請窓口となり、個々の専門分野の応援は各部が要請窓口となることを明記する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づき、県が広域防災拠点を設置した場合は、同拠点と連携して救援部隊や物資等の受入れを円滑に行うことを追記する。
第5節 自主防災活動	—
第6節 救助・救急・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づき、市内の医療救護活動を統括する白井市救護本部を設置し、県の合同救護本部（印旛健康福祉センター）と連携して活動することを追記する。 ・保健福祉センター、学校等には災害医医療セットを配備していないため、医療救護所の候補施設を病院に修正する。
第7節 消防活動	—
第8節 危険物等施設の対策	—
第9節 要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づき、緊急時は本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を必要な範囲で避難支援等関係者に提供することを追記する。
第10節 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づき、緊急車両の通行障害となる放置車両等がある場合、道路管理者は必要に応じて区間を指定して所有者への移動命令や移動措置を行うことを追記する。
第11節 障害物等の処理	—
第12節 避難収容活動	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法に基づく在宅避難者への各種支援措置を、指定避難所を拠点として自治会等の協力を得て行うことを追記する。
第13節 給水活動	—
第14節 食料・生活必需品対策	<ul style="list-style-type: none"> ・物資集積拠点の候補施設を明記し、避難所への直送が困難な救援物資の一時集積を行うことを追記する。 ・県や協定団体からの調達が困難な救援物資については、全国的に募集をかけることを追記する。なお、過去の災害教訓を踏まえ、小口の物資は受け入れないこととする。
第15節 保健衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の国の通知を踏まえ、避難所の保健衛生活動を行うほか、軽症者等は県が確保するホテル、旅館等に移送することを追記する。
第16節 行方不明者の捜索	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の死者が発生した場合は遺体安置所を速やかに開設し、遺体の検視、検案、埋火葬手続きなどを一括対応することを明記する。
第17節 廃棄物処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害廃棄物処理計画等に基づき、市の災害廃棄物処理計画の事前策定に努めるとともに、災害時は実行計画を作成して廃棄物処理を推進することを追記する。 ・廃棄物処理特定地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請できることを明記する。
第18節 ライフライン対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に基づき、県や市が情報収集で取得した航空写真等をライフライン事業者を提供することを追記する。
第19節 公共土木施設対策	—
第20節 建築物・応急仮設住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明等に必要となる住家被害認定調査を速やかに行うことを追記する。 ・災害救助法に基づき、応急仮設住宅の確保手段として賃貸住宅の借り上げを追加する。
第21節 文教対策	—

節	主な修正事項
第22節 ボランティアの活動対策	・災害ボランティアセンターの候補施設として、保健福祉センターを明記する。
第23節 帰宅困難者等対策	・施設内待機ができない帰宅困難者のため、駅周辺の公共施設に一時滞在施設を開設することを明記する。
第24節 社会秩序の維持等に関する対策	・白井市防犯指導員に被災地区の防犯パトロールの要請を行うことを追記する。
第4章 震災災害復旧・復興計画	
第1節 民生安定化のための緊急措置計画	・千葉県被災者生活再建支援事業の創設を踏まえ、被災者生活再建支援法による支援金の対象外の世帯で一定の要件に該当する世帯には、県同事業による支援金を支給することを追記する。
第2節 生活関連施設等の復旧計画	—
第3節 財政援助等に関する計画	—
【新設】災害復興計画	・大規模災害時は、災害復旧・復興活動を総合的に推進する災害復興本部を設置することを追記する。 ・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成し、市街地整備の推進や県等へ職員派遣を要請することなどを追記する。

第3編 風水害等編

節	主な修正事項
第1章 総則	
第2節 風水害危険区域の把握	・水防法に基づき、浸水想定規模が河川整備計画規模から想定最大規模に変更されたことを踏まえ、利根川、手賀川・手賀沼の洪水浸水想定区域の状況を修正する。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域の指定状況を追記する。
第2章 風水害等予防計画	
第6節 水害の予防	・水防法に基づき、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設*の管理者に避難確保計画の作成等を指導することを追記する。 ※現在は該当施設なし
第7節 土砂災害の予防	・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設*の管理者に避難確保計画の作成等を指導することを追記する。 ※現在は該当施設なし
第3章 風水害等応急対策計画	
風水害時の配備基準	・県計画に基づき、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、特別警報、台風の暴風域に入ることが見込まれるときなどを配備基準に追加する。
第3節 情報収集・伝達	・気象警報、利根川、手賀川・手賀沼の水防警報及び氾濫危険情報の収集、伝達を追記する。
第13節 避難収容活動	・国の避難勧告等のガイドラインを踏まえ、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更する。

節	主な修正事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、既に運用している“5段階の警戒レベル”に応じた避難勧告等の判断基準に修正する。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時には、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民等を受け入れる「早期開設（屋内）避難所」を開設することを追記する。
【新設】突風・竜巻災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の竜巻等災害の教訓や特徴を踏まえ、竜巻注意情報等の収集・伝達、竜巻被災地区の応急対策を速やかに行うことを明記する。
【新設】火山災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の大规模噴火が発生した場合に市内で最大 5cm の降灰があることを踏まえ、降灰予報等の収集・伝達、降灰による交通事故や健康被害等の対策を明記する。

5. 災害対策拠点の見直し

大規模災害時には、被災者の救援ほか災害対策に使用する施設が多数必要となりますが、現行の白井市地域防災計画では、避難場所などを除いて候補施設を具体的に選定していないものが多い状況です。

大規模災害が発生してから施設を選定すると、関係者との調整などに多大な時間を要することから、今回の防災計画の見直しにおいて候補施設を選定しておくものとし、検討していきます。

〈白井市災害対策拠点の修正案〉

項目	現状・課題等	修正案
避難所	<input type="checkbox"/> 被害想定による避難所避難者数は、当日 1,300 人、2週間後に 5,800 人（最大）で、約 800 人分が不足する。	<input type="checkbox"/> 学校の校舎等も活用し、5,800 人以上の避難所収容力を確保する。 <input type="checkbox"/> 乳幼児等の福祉避難所として、保育園（3 箇所）を活用する。 <input type="checkbox"/> 一次避難所と二次避難所に分類し、一次は災害直後から、二次は状況に応じて追加で開設する。 ※別添資料「指定緊急避難場所・指定避難所の指定について（案）」参照
新型コロナウイルス対策用避難所	<input checked="" type="checkbox"/> 濃厚接触者等は、一般の避難者と分けて収容する必要がある。	次の施設を候補とする。 <input type="checkbox"/> 白井運動公園 雨天走路（45 m ² ） <input type="checkbox"/> 文化センター 楽屋
帰宅困難者一時滞在施設	<input type="checkbox"/> 被害想定による通勤・通学者の帰宅困難者数は、約 3,000 人に上る。 <input type="checkbox"/> その他、市内を通過中の旅客、大規模小売店舗の利用者も帰宅困難となる可能性がある。	市内を通過中の旅客等の一時滞在施設は、次を候補とする。 <input type="checkbox"/> 白井駅付近 <ul style="list-style-type: none"> ・白井高等学校（二次避難所兼用） ・白井駅前センター（二次避難所兼用） <input type="checkbox"/> 西白井駅付近 <ul style="list-style-type: none"> ・西白井複合センター（二次避難所兼用）
救護所	<input checked="" type="checkbox"/> 保健福祉センター、学校、公民館を候補としている。 <input checked="" type="checkbox"/> 保健福祉センター、学校、公民館には医療用救急セットを配備していない。	学校、公民館を除外し、次の施設を候補とする。 <input type="checkbox"/> 保健福祉センター <input type="checkbox"/> 市内の医療機関前

項目	現状・課題等	修正案
応援隊 受入拠点	▶避難所として指定されていない 周辺公共施設とし、具体的な候補施設はない。	次の施設を候補とする。 □文化センター（中ホール、研修室、展示室） を候補とする。 ・市役所、消防署に近接 ・周辺に駐車場、臨時ヘリポート適地（芝生 広場）を完備
物資集積所	▶被害想定による避難者数に対する 物資集積所の必要面積は次のとおり。 ・発災から3日間： 206 m ² ・発災4日目以降： 2,519 m ²	次の施設を候補とする。 □文化センター（玄関ホール、大ホール） ・隣接公園に臨時ヘリポート適地を完備 □本庁舎車庫棟 車庫側（773 m ² ）
遺体安置所	▶被害想定による死者数（47人） から算定した遺体安置所の必要な 安置面積は188 m ²	次の施設を候補とする。 □農業センター（2階132 m ² ） □市内の葬儀場
災害廃棄物 仮置場	□被害想定による家屋被害数 （全壊、半壊、全焼2,810棟） から算定した必要面積は5.4ha	▶白井運動公園を候補とする。（計4.6ha） ・陸上競技場 2.0ha ・野球場 1.2ha ・テニスコート 0.4ha ・東側駐車場等 0.7ha ・西側駐車場 0.3ha
応急仮設住宅 用地	□被害想定による家屋被害数（全 壊、全焼814棟）から算定した 必要面積は6.5ha	▶がれき仮置場の候補としない「富士南園広 場」と「七次第一公園」を優先施設地（2箇 所、3.2ha）とし、その他の公園（3箇所、 2.6ha）は次点候補地とする。 ▶建設型住宅で不足する戸数は、賃貸住宅の借 り上げ、公営住宅等でカバーする。 【優先候補】 ・富士南園広場 2.4ha ・七次第一公園 0.8ha 【次点候補】 ・中木戸公園（野球場） 0.9ha ・南山公園（野球場） 1.0ha ・白井運動公園（野球場） 1.2ha